平成２５年（フ）第１０９４号
さいたま市浦和区東仲町９番17―502号
債務者　小笠原慶三
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中澤　和美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２８３号
香川県さぬき市小田1197番地
債務者　石原　辰雄
1　決定年月日時　平成25年11月26日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠瀬　正司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月27日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２８４号
香川県小豆郡小豆島町池田5596番地977
債務者　石原　雅子（旧姓平田）
1　決定年月日時　平成25年11月26日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠瀬　正司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月27日午後２時55分
5　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３０号
秋田県由利本荘市桜小路25番地８　小笠原三郎貸家１
債務者　牧野三重子
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚本　祐文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第３２２号
愛媛県東温市西岡甲931番地１
債務者　北岡　竜二
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　　潔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月27日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４４１号
大分県別府市上人本町１番16号
債務者　松尾　重希
1　決定年月日時　平成25年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木上　雄二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月28日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１３６５号
埼玉県草加市中根２丁目25番29号
債務者　島　　一夫
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保村康史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月17日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０８５号
堺市西区平岡町447番地４　２棟103号
債務者　用貝　　功（旧姓藤谷）
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　秋夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０９７号
堺市南区竹城台１丁２番23―204号、前住所
堺市南区槇塚台２丁38番64号
債務者　大野　秀一
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土生　康晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３３５号
北海道上磯郡知内町字元町12番地67
債務者　吉田美枝子
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３５２号
北海道北斗市追分４丁目３番21号
債務者　横田真奈美
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３５３号
北海道亀田郡七飯町大川４丁目15番44号
債務者　下田　泰明
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１３４号
松江市法吉町50番地38
債務者　坪倉　隆之
1　決定年月日時　平成25年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４２７号
愛知県岡崎市江口１丁目６番地27　シャトー江口103
債務者　黒柳　　悟
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４２８号
愛知県岡崎市岡町字東野々宮36番地１　サニープレイスこばやしＡ―202、旧住所青森県南津軽郡大鰐町大字蔵館字金坂64番地の１
債務者　山本　好美
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第９５号
三重県度会郡南伊勢町下津浦788番地１、前住所滋賀県草津市平井５丁目18番27―202号
債務者　西村ありさ
1　決定年月日時　平成25年11月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第１０１号
三重県度会郡度会町和井野901番地１、前住所神奈川県横浜市瀬谷区本郷１丁目38番地45　レオパレスＴＭＫ101
債務者　田畑　嘉宏
1　決定年月日時　平成25年11月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係